

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表三(一) 令七・四・一以後終了事業年度分

留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算											
課 税 留 保 金 額				税 額 の 計 算 額							
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((21) 又は (3,000万円× $\frac{\quad}{12}$) のいずれか少ない金額)			1	円 000	(1)	の 10 % 相 当 額			5	円	
年3,000万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 (((21) - (1)) 又は (1 億円× $\frac{\quad}{12}$ - (1)) のいずれか少ない金額)			2	000	(2)	の 15 % 相 当 額			6		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21) - (1) - (2)			3	000	(3)	の 20 % 相 当 額			7		
計 (21) (1) + (2) + (3)			4	000	計 (5) + (6) + (7)				8		
課 税 留 保 金 額 の 計 算											
当 期 留 保 金 額 の 計 算	留 保 所 得 金 額 (別表四「52の②」)	9	円	住 民 税 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 法 人 税 額	中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「17」)- (別表六(六)「9の②」+「9の④」から「9の⑦」までの合計+「9の⑮」から「9の⑰」までの合計+「9の⑰」から「9の⑲」までの合計)					22	円
	前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10									
	当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11			中 小 企 業 者 等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「17」)- (別表六(六)「3」+「9の②」から「9の⑦」までの合計+「9の⑩」から「9の⑬」までの合計+「9の⑮」から「9の⑰」までの合計+「9の⑰」から「9の⑲」までの合計)					23	
	法人税額及び地方法人税額の合計額 ((別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」)-別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+ ((別表一「31」+「32」-「36」-「65」)と0のいずれか多い金額)- ((別表六(五の二)「5の③」- (別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」))と0のいずれか多い金額) (マイナスの場合は0)	12									
	住 民 税 額 (28)	13									
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14			住 民 税 額 ((22) 又は (23)) × 10.4 %					24	
	法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12) + (13) - (14) (マイナスの場合は0)	15									
	通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(一)付表二「5」)	16			特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額)×40%					25	
	通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 (別表三(一)付表二「10」)	17			調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 ((24) + (別表一「11」+「17」) × 10.4 % - (別表六(二)付表六「7の計」) × 10.4 %) × 20 % (マイナス の 場 合 は 0)					26	
	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18									
当 期 留 保 金 額 (9) + (10) - (11) - (15) + (16) - (17) - (18)	19		計 出 し た 場 合	住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 ((25) 又は (26) のいずれか少ない金額)					27		
留 保 控 除 額 (別表三(一)付表一「34」)	20										
課 税 留 保 金 額 (19) - (20)	21	000	住 民 税 額 (24) - (27)					28			